

滋賀支部の収支差について

○令和3年度滋賀支部の収支

(百万円)

	収入					計
	保険料収入		その他収入			
	一般分		債権回収 以外	債権回収		
全国計	9,855,345	9,853,918	21,665	9,249	12,416	9,877,010
滋賀	82,962	82,949	210	80	130	83,172

(百万円)

	支出															計	
	医療給付費(国庫補助を除く)(調整後)														令和元年度のインセンティブ		
	医療給付費 (国庫補助 を除く) (A)-(B)	医療給付費 (国庫補助 を除く) (A)	災害特例分(B)		年齢調整額	所得調整額	現金給付費 等 (国庫補助 等を除く)	前期高齢者 給付金等 (国庫補助を 除く)	業務経費 (国庫補助を 除く)	一般管理費 (国庫負担を 除く)	その他支出	令和元年度 の収支差の 精算	令和元年度のインセンティブ				
			令和元年度の 協会手当分 (B1)	波及増分 (B2)									加算額	減算額			
全国計	5,349,614	5,349,614	5,352,073	690	1,768	-	-	485,752	3,509,205	143,142	52,875	37,284	-	-	6,764	-6,764	9,577,872
滋賀	44,147	44,840	44,840			593	▲1,285	4,181	30,204	1,232	455	321	▲112	▲400	58	▲458	80,029

(百万円)

	収支差		
	計		
	全国平均	地域差分	
全国計	299,139	299,139	-
滋賀	3,143	2,575	568

(注)

- 「債権回収」は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。
- 「年齢調整額」、「所得調整額」のマイナスは調整額を受け取る支部、プラスは調整額を負担する支部。
- 医療給付費は、東日本大震災等による窓口負担減免措置に伴う令和3年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。
- (B1)は、健康保険法施行規則第135条の2の2第2項第1号に基づき、東日本大震災及び平成30年7月豪雨に伴う令和元年度における協会負担分の窓口負担減免額のうち、総報酬額の0.01%を超える部分として、(A)から控除するものである。
また、(B2)は、東日本大震災に伴う窓口負担減免措置によって医療費が増加した分のうちの医療給付費分(国庫補助を除く。波及増分)を表す。
- 「令和元年度の収支差の精算」は、令和元年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算(健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの)を表す。
- 「インセンティブ」は、令和元年度の都道府県支部ごとの取組実績に対する加減算額(健康保険法施行令第45条の2第1号口及びニ並びに健康保険法施行規則第135条の5の2に基づき行うもの)を表す。
- 国の年金特別会計に係る分並びに東日本大震災による窓口負担減免措置に伴う波及増分(B2)が暫定値であるため、数値は今後変わらう。

○令和3年度の滋賀支部収支差(地域差分)の保険料率換算

※ 保険料率換算は、令和3年度の総報酬額の実績に基づく参考値である。

	支部別収支差 (地域差分) (a)	総報酬額 (3年度実績) (b)	保険料率換算 (a)/(b)*100
	百万円	百万円	%
滋賀	568	848,153	0.07

(注)

- 令和5年度都道府県単位保険料率の算定においては、令和3年度の都道府県支部ごとの収支における収支差(地域差分)について精算する必要がある。当該収支差は、プラスの場合は収入に加算し、マイナスの場合は絶対値の額を支出に加算する。
- 令和5年度都道府県単位保険料率算定の際の精算に係る保険料率は、令和3年度の支部の収支差(地域差分)を令和5年度の総報酬額の見込額で除したものになるため、表中の保険料率換算(収支差(地域差分)を令和3年度の総報酬額の実績で除したもの)とは異なる。